

大情審答申第 435 号
平成 29 年 6 月 23 日

大阪市教育委員会
教育長 山本 晋次 様

大阪市情報公開審査会
会長 上田 健介

答申書

大阪市情報公開条例の一部を改正する条例（平成28年大阪市条例第14号）による改正前の大阪市情報公開条例第17条に基づき、大阪市教育委員会（以下「実施機関」という。）から平成28年6月24日付け大市教委第1107号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第1 審査会の結論

実施機関が、平成 28 年 3 月 31 日付け大市教委第 3835 号により行った部分公開決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 公開請求

異議申立人は、平成 28 年 3 月 25 日、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、実施機関に対し、「平成 27 年 9 月～平成 28 年 1 月の期間でセクシャルハラスメント行為により、行政措置を受けた教員に対して交付したものの一式」を求める公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定

実施機関は、本件請求に係る公文書を「訓告文（平成 28 年 1 月 27 日付）」（以下「本件文書」という。）と特定した上で、条例第 10 条第 1 項に基づき、教職員の氏名、学校名、職種を公開しない理由を次のとおり付して、本件決定を行った。

記

条例第 7 条第 1 号に該当

（説明）

教職員の氏名、学校名、職種については、個人に関する情報であり、公にすることにより、特定の個人を識別することができるもの、又は特定の個人を識別す

ることができないが公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当し、特定の個人が識別される情報であると認められ、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。

3 異議申立て

異議申立人は、平成 28 年 5 月 30 日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）による改正前の行政不服審査法第 6 条第 1 号に基づき異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

第 3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件決定を取り消し、公開決定を求める。
- 2 今回のセクハラ事件は、公務の一環で行われており、「大阪市情報公開条例」7 条 1 号（ウ）の規定に当たるため。

第 4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件文書は、実施機関が、非違行為を行った本市職員に対し、本件非違行為に対する文書訓告を行う際に、本件職員に対し手交した、本件訓告内容を記載した文書であることから、本件文書は、全体として条例第 7 条第 1 号本文に該当する。
- 2 なお、本件職員が文書訓告を受けたこと自体は、本件職員が行政庁又はその補助機関としてその担任する職務を遂行する場合における当該職務遂行に関する情報ではないため、当該情報は、条例第 7 条第 1 号ただし書ウに規定する「当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」に該当しない。
- 3 また、本件非公開情報については、「法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」ではなく、同号ただし書アにも該当しない。

さらに、情報の性質上、同号ただし書イに規定する「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当しないことも明らかである。

第 5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第 1 条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参

加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

しかしながら、条例はすべての公文書の公開を義務づけているわけではなく、第7条本文において、公開請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する情報が記載されている場合は、実施機関の公開義務を免除している。もちろん、この第7条各号が定める情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定める趣旨を十分に考慮しつつ、条例の上記理念に照らし、かつ公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から、厳正になされなければならないことはいうまでもない。

2 本件文書について

本件文書は、実施機関がセクシュアル・ハラスメント行為（以下「本件行為」という。）を行った職員に対して、本件行為に対する文書訓告を行う際に、当該職員に対し手交した、訓告内容を記載した文書である。

実施機関は、本件決定において本件文書に記載された、文書訓告を受けた職員の氏名（以下「本件情報1」という。）、本件行為を受けた職員の氏名（以下「本件情報2」という。）、学校名（以下「本件情報3」という。）及び文書訓告を受けた職員の職種（以下「本件情報4」といい、本件情報1から本件情報4をあわせて「本件各情報」という。）を非公開としている。

3 争点

実施機関は、本件各情報について条例第7条第1号を理由に非公開とする本件決定を行ったのに対し、異議申立人は、本件各情報が条例第7条第1号ただし書ウに該当することを理由に、本件決定を取り消し、本件各情報の公開を求めるとして争っている。

したがって、本件異議申立てにおける争点は、本件各情報の条例第7条第1号該当性である。

4 本件各情報の条例第7条第1号該当性について

(1) 条例第7条第1号の基本的な考え方について

条例第7条第1号本文は、「個人に関する情報…であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」は原則的に公開しないことができると規定するが、同号ただし書において、「ア 法令若しくは条例…の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、

ウ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」は、条例第7条第1号本文に該当する場合であっても、公開しなければならない旨規定している。

(2) 本件情報1の条例第7条第1号該当性について

ア 本件情報1の条例第7条第1号本文該当性について

本件情報1は、職員の氏名であって、本件情報1そのものにより特定の個人が識別されることから、条例第7条第1号本文に該当する。

イ 本件情報1の条例第7条第1号ただし書該当性について

(ア) 本件情報1の条例第7条第1号ただし書ウ該当性について

異議申立人は、前記第3の2のとおり本件各情報が条例第7条第1号ただし書ウに該当する旨主張している。

条例第7条第1号本文では、公務員等の職務遂行に係る情報は、行政情報であると同時に、当該公務員等の個人としての社会的活動に関する情報でもあるという前提に立ち、公務員等の職務遂行に係る情報についてもその一切が本号本文の「個人に関する情報」に該当するとした上で、実施機関の説明責務を全うするため、行政事務と不可分の関係にある公務員等の職及び職務遂行の内容に係る部分について、ただし書ウにおいて、例外的に公開することとしている。

しかしながら、公務員等の氏名については行政事務に関する情報ではあるが、同時に当該公務員等の私生活においても個人を識別する基本的な情報として一般に用いられており、これを公開すると公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれもあり得ることから、公務員等の氏名については、条例第7条第1号ただし書アで検討すべきである。

(イ) 本件情報1の条例第7条第1号ただし書ア及びイ該当性について

一般に、実施機関では、職務遂行に係る職員の氏名は、慣行として公にしているところ、文書訓告を受けること自体は、当該職員が担任する職務の遂行に該当しないことから、本件情報1は当該職員が担任する職務遂行に係る本市職員の氏名に該当せず、また、実施機関では、文書訓告を受けた職員の氏名を公にする慣行はないことから、本件情報1は、条例第7条第1号ただし書アに該当しない。

また、本件情報1は、その情報の性質上、条例第7条第1号ただし書イにも該当しない。

したがって、本件情報1は条例第7条第1号に該当する。

(3) 本件情報3及び本件情報4の条例第7条第1号該当性について

ア 本件情報3及び本件情報4の条例第7条第1号本文該当性について

実施機関によると、本件文書において文書訓告を受けた職員が大阪市立特別支援学校高等部に属していたことが明らかとなっており、また本件行為が行われた当時、大阪市立特別支援学校は10校しかなく、当該職種にある職員は各校で1、2名のみであり、高等部に限定するとさらに該当者が絞られることから、本件情

報3及び本件情報4を公開すると、他の情報と照合することにより、特定の個人が識別されるおそれがあるとのことであった。

以上を踏まえると、本件情報3及び本件情報4は公開することにより、特定の個人が識別されるおそれがあることから、本件情報3及び本件情報4は、条例第7条第1号本文に該当する。

イ 本件情報3及び本件情報4の条例第7条第1号ただし書該当性について

(ア) 本件情報3及び本件情報4の条例第7条第1号ただし書ウ該当性について

条例第7条第1号ただし書ウは、「当該個人が公務員等…である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」は例外的に公開しなければならない旨を規定しており、行政事務と不可分の関係にある公務員の職及び職務遂行の内容に係る部分について公開することとしている。

しかし、「職務の遂行に係る情報」とは、公務員が行政庁又はその補助機関として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味するところ、文書訓告は、当該公務員にとっては、職務に関する情報であっても、文書訓告を受けること自体は、当該公務員が担任する職務の遂行に該当しないと解される。

したがって、本件情報3及び本件情報4は、実施機関が非違行為を行った職員に対して文書訓告を行う際に、当該職員に対し手交した訓告内容を記載した文書に記録された情報であることを踏まえると、本件情報3及び本件情報4は、その担任する職務そのものを遂行する場合における当該職務遂行に関する情報であるとは認められず、条例第7条第1号ただし書ウに該当しない。

(イ) 本件情報3及び本件情報4のただし書ア及びイ該当性について

実施機関では、前記(2)イ(イ)に記載の文書訓告を受けた職員の氏名と同様、文書訓告を受けた職員の学校名及び職種を公にする慣行はないことから、本件情報3及び本件情報4は、条例第7条第1号ただし書アに該当しない。

また、本件情報3及び本件情報4は、その情報の性質上、条例第7条第1号ただし書イにも該当しない。

したがって、本件情報3及び本件情報4は、条例第7条第1号に該当する。

(4) 本件情報2の条例第7条第1号該当性について

ア 本件情報2の条例第7条第1号本文該当性について

本件情報2は、職員の氏名であって、本件情報2そのものにより特定の個人が識別されることから、条例第7条第1号本文に該当する。

イ 本件情報2の条例第7条第1号ただし書該当性について

本件情報2は、前記(2)イ(ア)に記載の本件情報1と同様に、条例第7条第1号ただし書ウで検討すべきではない。

また、本件情報2は、前記(2)イ(イ)に記載の本件情報1と同様に、条例第7条第1号ただし書ア及びイに該当しない。

したがって、本件情報2は、条例第7条第1号に該当する。

5 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 坂本団、委員 玉田裕子、委員 村田尚紀

(参考) 答申に至る経過

平成28年度諮問受理第10号

年 月 日	経 過
平成28年6月24日	諮問、実施機関から実施機関理由説明書の提出
平成28年10月4日	異議申立人から意見書の提出
平成28年12月5日	審議 (論点整理)
平成28年12月26日	審議 (論点整理)
平成29年1月19日	実施機関理由説明
平成29年2月2日	審議 (答申案)
平成29年2月16日	審議 (答申案)
平成29年3月6日	審議 (答申案)
平成29年5月25日	審議 (答申案)
平成29年6月23日	答申